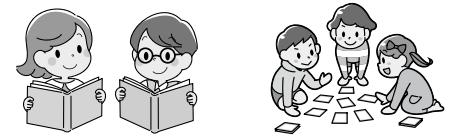


子どもルーム 4月からの利用児童を追加募集

空きのある子どもルームで、4月から利用する児童を追加募集します（夏季休業期間のみの募集もあり）。

詳しくは、[千葉市 子どもルーム](#)



対象 就労などで保護者が居間家庭にいない小学生

受付期間 2月11日祝～3月10日火必着

案内・申込書 2月10日火から配布、ホームページから印刷も可。

配布場所＝保健福祉センターこども家庭課、健全育成課、市民センター・連絡所

申込方法 ホームページから電子申請で。申込書と必要書類を、第1希望の子どもルームがある区の保健福祉センターこども家庭課に郵送または直接持参也可。利用の可否の通知は、3月下旬発送予定。

5月以降に利用を開始する場合の受付期間は、利用開始を希望する月の前々月の11日～前月の10日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）必着。

問保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2149 FAX221-2606 花見川 ☎275-6421 FAX275-6318 稲毛 ☎284-6137 FAX284-6182

若葉 ☎233-8150 FAX233-8178 緑 ☎292-8137 FAX292-8284 美浜 ☎270-3150 FAX270-3291

子どもルームの利用

利用時間 通常授業日（平日）＝授業終了～18:00

土曜日・学校行事などの振替休日・長期休業日（平日）＝8:00～18:00

* 19:00まで延長も可

8,500円（ただし、7月＝10,800円、8月＝11,900円）

別途、おやつ代2,000円、延長加算1,000円。

* 同一世帯で2人目以降は半額（おやつ代・延長加算を除く）。

* 市民税の課税状況により、おやつ代を除く料金が無料または半額となる場合があります。

民間の子どもルームもあります

民間の子どもルームは、施設によって開所時間や申し込み方法などが異なります。

施設一覧は、[千葉市 民間の子どもルーム](#)

子どもの一時預かり 4月からの利用者を募集

保育所などに在籍していない満3ヶ月以上の就学前児を対象に、家庭での保育が困難となる場合（保護者のパート就労などで断続的に困難、保護者の病気や入院、育児疲れなどで一時的に困難など）に預かる、一時預かりの4月からの利用者を募集します。

定期利用（週2・3日保育が必要な方）

利用限度 同一の曜日で、週2日または3日

利用時間 月～土曜日の8:00～17:00（時間外は18:00まで）

利用料金（月額）

対象	週2日	週3日	時間外*
3歳未満児	18,300円	26,100円	3,000円
3歳以上児	9,400円	13,500円	1,900円

* 時間外の利用料金は、施設によって異なる場合があります。

申込期間 3月2日(月)～12日(木)10:00～17:00（土曜日は12:00まで。日曜日を除く）。13日金以降は、空きがある場合のみ随時受け付け。

申込方法 直接、希望する施設へ

注意事項 多数の場合選考。複数施設へ申し込み可。利用は、子ども1人につき1施設。

不定期利用（一時的に保育が必要な方）

利用限度 月7日以内（半日の場合は月14日以内）

利用時間 平日8:00～17:00（半日は8:00～12:30または12:30～17:00）、土曜日8:00～12:30（祝・休日は除く）

利用料金（1回あたり）

対象	1日	半日
3歳未満児	2,200円	1,100円
3歳以上児	1,200円	600円

申込方法 直接、希望する施設へ

注意事項 随時受付。多数の場合選考。利用限度内で、複数施設へ申し込み可。

「保育の必要性の認定」を受けている方は無償化の対象となります（3歳未満児は住民税非課税世帯のみ）。

対象施設、無償化についてなど、詳しくは、[千葉市 一時預かり](#)

問幼保運営課 ☎245-5729 FAX245-5894

子育て応援プラン給付金の申請はお済みですか？

2024年4月1日～2025年3月31日に生まれた子どもの養育者に対しての子育て応援プラン給付金の申請は、3月30日(月)までです。まだ申請をしていない方は、申請をお願いします。

* 千葉市または千葉市以外の自治体で支給済みの方は対象外です。

詳しくは、[千葉市 子育て応援プラン給付金](#)



問妊婦のための支援給付事業事務局コールセンター

☎0570-038-223

健康支援課 FAX238-9946

保育士・保育教諭・幼稚園教諭を目指す方へ

修学資金などを貸し付け

保育士・保育教諭・幼稚園教諭を目指す学生や、認定こども園、幼稚園、保育園などへ就職を希望する方に無利子で修学資金などを貸し付けます。

貸し付けの種類	対象
①修学資金貸付	指定保育士養成施設を卒業後、市内の認定こども園・幼稚園・保育園などで勤務予定の方
②保育料の一部貸付	3歳未満児を持つ保育士で、市内の認定こども園・幼稚園・保育園などに新たに勤務する方、産後休暇・育児休業から復帰する方
③就職準備金貸付	市内の認定こども園・幼稚園・保育園などで新たに勤務する方（1人1回まで）

備考 いずれも勤務時間などの要件があります。また、一定の要件を満たした方は貸付金の返還が免除されます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

[千葉市 社協 貸付制度のご案内](#)

案内・申込書 ホームページから印刷。①指定保育士養成施設、②③市社会福祉協議会社会福祉課でも配布。

申込方法 申込書と必要書類を、①入学後に養成施設へ提出・②③市社会福祉協議会社会福祉課へ郵送

問市社会福祉協議会社会福祉課 ☎209-8868 FAX312-2442